

東神楽町排水設備工事指定業者承認申請について

1 申請

東神楽町公共下水道条例の規定により指定を受けようとする事業者（個人を含む）は、東神楽町排水設備工事指定業者承認申請書（別記第1号様式）により申請してください。

申請書には、申請者の商号（名称）、所在地（住所）、法人にあつては代表者などを明記し、申請していただきます。

※ 指定業者の登録期間は5カ年（給水装置工事指定業者の指定を受けている場合は、同一の終期）です。更新にあつては、東神楽町排水設備工事指定業者更新承認申請書（別記第4号様式）により申請ください。

2 記載事項

申請書には、建設業法の許可に関する事、営業内容等を記入していただきます。（建設業の許可については、管工事に関するもの）

3 添付書類

申請にあつては、次の書類を添付していただきます。

- (1) 建設業法に定める管工事の許可証の写し
- (2) 宣誓書
- (3) 法人：登記事項証明書の原本及び定款又は寄附行為の写し
個人：住民票又は住民票記載事項証明書の原本
- (4) 前年度の納税証明書（国税及び市区町村税）
※ 未納がない旨の証明でも支障ありません
- (5) 東神楽町排水設備工事責任技術者登録証の写し及びその者の雇用を証する書類（様式は任意）
- (6) 工事機械及び器具調書

4 指定基準

指定業者としての指定は、次の各号のいずれにも適合していると認められる場合に指定します。

- (1) 建設業法別表に掲げる管工事の許可を受けている者
- (2) 北海道内に営業所を有し、かつ、相当の営業実績及び信用を有する者
- (3) 当該営業所に町長が登録する排水設備工事責任技術者を1名以上常時雇用している者
- (4) 排水設備工事に必要な機械及び器具を有している者
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 責任技術者として登録された後に、登録を取り消され、その取消の日から2年を経過

- しない者
- ウ 指定業者として指定された後に、指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- オ 東神楽町暴力団排除条例(平成25年条例第30号)第2条第1号から第4号までに規定する者である者
- カ 精神の機能の障害により排水設備等工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- キ 法人であって、その代表者又は役員のうちのアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

5 指定

指定業者として指定となる場合には、排水設備工事指定業者の承認及び排水設備工事指定業者承認証の交付等について通知しますので、指定期日に建設水道課においでください。

6 責任技術者の登録（更新登録）について

- ・責任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければなりません。
- (1) 排水設備等工事の調査設計に関すること。
- (2) 排水設備等工事の施工監督に関すること。
- (3) 排水設備等工事の配管及び器具の取り付けに関すること。
- (4) 排水設備等工事の修繕に関すること。
- (5) その他排水設備等工事の技術及び施工に関すること。

※ 責任技術者の定義

北海道地方下水道協会が実施する排水設備工事責任技術者認定試験に合格した者をいいます。

・責任技術者として登録を申請するにあたっては、東神楽町排水設備工事責任技術者登録申請書（別記第7号様式）により、登録更新の場合は東神楽町排水設備工事責任技術者資格登録更新申請書（別記第11号様式）により添付書類を添えて申請してください。

・添付書類

イ 資格証明書（北海道地方下水道協会が交付する排水設備工事責任技術者資格認定証の写し（表面・裏面両方）又は今年度排水設備工事責任技術者試験に合格された方は合格通知書の写し）

ロ 住民票又は住民票記載事項証明書の原本（外国人にあつては外国人登録済証明書）

・責任技術者としての登録事項に変更があった場合は、東神楽町排水設備工事責任技術者登録事項変更届（別記第10号様式）により、添付書類を添え提出ください。